

*J*Forest

香川東部森林組合



さぬき市大川町南川 大北のクワ(県天然記念物)

発行／香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2

TEL 0879(43)0588

FAX 0879(43)0558

暑中お見舞申し上げます



香川東部森林組合
代表理事組合長
有馬 督治

大変厳しい暑さが続いています。組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げますとともに、日頃は組合運営に絶大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度の通常総代会を去る5月28日(土)午後1時30分からさぬき市寒川町農村環境改善センターで開催し、事業報告並びに事業計画など10議案を上程し慎重な審議の結果、上程致しました議案はすべてご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

平成27年度の事業につきましては、事業計画に基づき役職員・整備員が一丸となり経費の節減と作業の効率化に努め事業を実施して参りました。森林整備の植栽、下刈、間伐、作業道開設、治山事業、利用事業の公園管理事業、松くい虫の防除事業、四電工の伐採、一般保全事業等により総収益は5億1千2百万円と昨年度対比108%と昨年度を上回る収入をあげることができました。税引き前当期純利益についても921万円と計画を上回る実績となりました。また、今年度も出資配当1%を実施することをご報告申し上げます。

森林林業を取り巻く状況は、一段と厳しい状況が続いており長期にわたる材木価格の低迷とそれに伴う森林所有者の意欲の低下、高齢化、過疎化、放置森林の増加竹林の繁茂など悪循環の中ですが、環境面での森林の大切さが取り上げられ国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保持など公益的機能が注目されています。平成29年10月には満濃池森林公園にて第41回全国育樹祭が開催され2020年に開催される東京オリンピックの新国立競技場は、木材を使用したデザインに決まり木材が利用されることから林業全体の励みにもつながり森林を守り育てる一つの契機になると考えます。当組合におきましても、計画的な事業の実施高性能林業機械による低コスト林業にて、組合員の山を守り地元の山を大切に頑張っていきます。なお森林経営計画については、組合員の皆様の積極的な参加を合わせてお願い申し上げます。

本年度事業においても厳しい状況が予想されますが、目標・計画達成に向けて取組んで参りますのでご指導ご協力の程お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げご挨拶と致します。



昨年度購入の植織機による竹パウダー加工状況

平成28年度通常総代会開催

開催日時 平成28年5月28日(土)PM1:30～

場所 さぬき市寒川町農村環境改善センター

総代定数200名、総代現在数200名(出席総代数 131名、委任状 1名、書面議決書 31名、合計163名、出席率 81.5%)
議長 山田地区総代 久保 重俊氏

総代会提出議案

第1号議案

平成27年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

第2号議案

平成28年度事業計画設定について

第3号議案

平成28年度事業資金借入最高限度額の決定について

第4号議案

一組員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

第5号議案

債務保証の最高限度額の決定について

第6号議案

余裕金の預入先金融機関の決定について

第7号議案

造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

第8号議案

役員報酬額承認について

第9号議案

役員退任慰労金の支給について

第10号議案

役員の選任について

※平成28年度通常総代会提出議案は原案のとおり承認されました。

総代会の様子



平成27年度決算状況

平成27年度 財産状況

(単位:円)

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	399,078,837
2	有形固定資産	65,928,157
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	684,660
6	繰延資産	857,777
	資産合計	492,159,415

負債の部		
1	流動負債	108,252,961
2	固定負債	19,713,005
	負債合計	127,965,966
純資産の部		
1	出資金	183,222,000
2	剰余金	180,971,449
	純資産合計	364,193,449
	負債及び純資産合計	492,159,415

平成27年度 事業の収支

(単位:円)

事業区分	収入金額	支出金額	損益	
1 指導部門	11,732,000	2,939,232	8,792,768	
2 販売部門	2,311,910	2,262,194	49,716	
3 森林整備部門				
	① 森林整備	198,265,818	176,575,066	21,690,752
	② 利用	205,112,872	126,756,967	78,355,905
	③ 福利厚生	177,000		177,000
	④ 購買	30,925,353	29,155,078	1,770,275
⑤ 金融			0	
合計	448,524,953	337,688,537	110,836,416	

平成27年度 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
1 事業総収益	448,524,953	
	337,688,537	
		110,836,416
2 事業管理費	100,469,425	
		10,366,991
3 事業外損益	1,836,673	
		12,203,664
4 特別損益	-2,984,359	
		9,219,305
5 法人税及び住民税	-5,900,000	
6 当期剰余金		3,319,305



平成27年度 剰余金処分

(単位:円)

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金				
1 前期繰越金			769,185	
2 当期剰余金			3,319,305	
II 任意積立金取崩額			0	0
計				4,088,490
III 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上		670,000	
2 出資配当金	出資額の1%		1,832,220	
3 任意積立金 (1)損失補填積立金				2,502,220
計				
IV 次期繰越剰余金				1,586,270

(注)・次期繰越剰余金の内500,000円は教育情報資金である。
平成27年度の出資配当金は組合で預り、平成32年度に合わせてお支払いします。



改選により新役員が決まりました

《新役員の名簿》(敬称略)

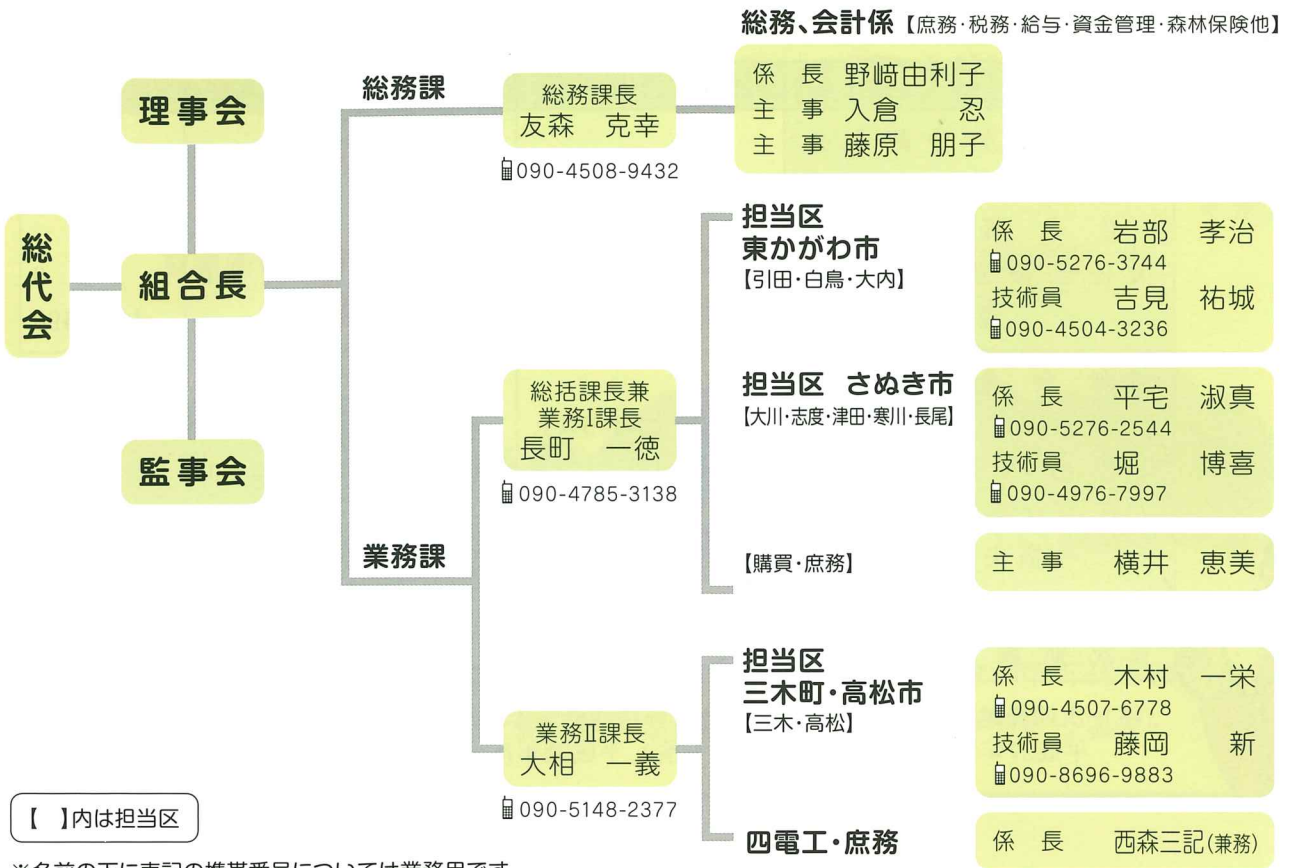
氏 名	役 職	地区名	氏 名	役 職	地区名
有馬 督治	代表理事組合長	大川地区	多田 巧	理 事	三木地区
眞部 康寛	副組合長	長尾地区	坂東 照司	理 事	引田地区
田中 政晴	理 事	大川地区	松原 壮典	理 事	長尾地区
木村 薫	理 事	白鳥地区	筒井 力彦	理 事	三木地区
長町 益年	理 事	白鳥地区	中山 義通	理 事	山田地区
古川 武	理 事	引田地区	坂東 正明	理 事	大内地区
岩田 直幸	理 事	引田地区	佐々木 博	代表監事	山田地区
廣瀬 辰夫	理 事	寒川地区	三好 誠太	監 事	白鳥地区
青木 雅秀	理 事	志度地区	頼富 勉	監 事	大川地区

《退任役員》(敬称略)

氏 名	役 職	地区名	氏 名	役 職	地区名
平井 時彦	理 事	三木地区	近藤 博	監 事	大内地区
谷本 繁男	理 事	山田地区			

人事異動

平成28年4月1日付で職員の人事異動がありましたので、お知らせします。



組合員の方に次のようなことがありましたらお知らせください。

- ・山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。
(組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。)
- ・**組合員が亡くなられた時は、相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。**
(死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払ができなくなる場合があります。)
- ・組合員の住所が変わった時は、必ず組合に連絡をお願いします。

平成27年度も出資配当を行っています。

- ・配当金のお支払について
平成27年度の出資配当金は全地区の組合員の配当金を組合で一時お預かりし平成32年度に一括してお支払します。
※配当金の支払明細書は、広報誌と一緒に送りいたしますのでご確認ください。

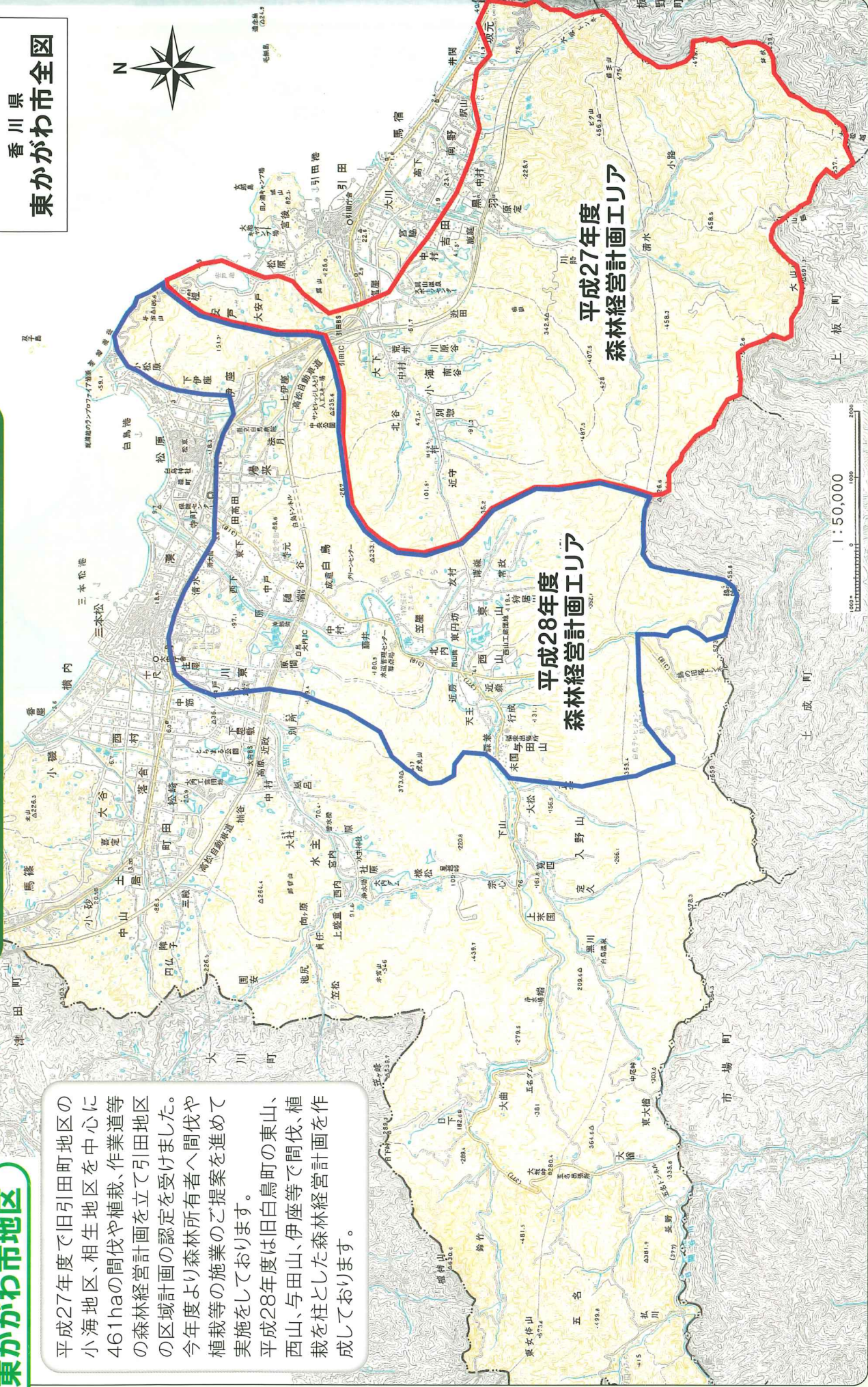
※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。



東かがわ市地区

平成27年度で旧引田町地区の
小海地区、相生地区を中心に
461haの間伐や植栽、作業道等
の森林経営計画を立て引田地区
の区域計画の認定を受けました。
今年度より森林所有者へ間伐や
植栽等の施業のご提案を進めて
実施しております。
平成28年度は旧白鳥町の東山、
西山、与田山、伊座等で間伐、植
栽を柱とした森林経営計画を作
成しております。

森林経営計画の各地区の取組状況



香川県 東かがわ市全図

森林経営計画の各地区の取組状況

さめき市地区

香川県
さめき市全図



平成27年度
森林経営計画エリア

平成28年度
森林経営計画エリア

平成27年度では多和、前山、寒川(門入)を中心としたさめき南地区で307haの森林経営計画を立てさめき南地区で認定を受けました。今年度より多和地区では主として間伐、また前山、寒川(門入)地区のダム流域では竹林対策の植栽を中心とした施業の実施をしております。

平成28年度は大川地区、津田地区で計画を作成しており、主として大川地区では作業道の開設をし搬出間伐を中心としながら、除間伐や枝打ちの保育施業の計画の作成を進めております。

森林経営計画の各地区の取組状況

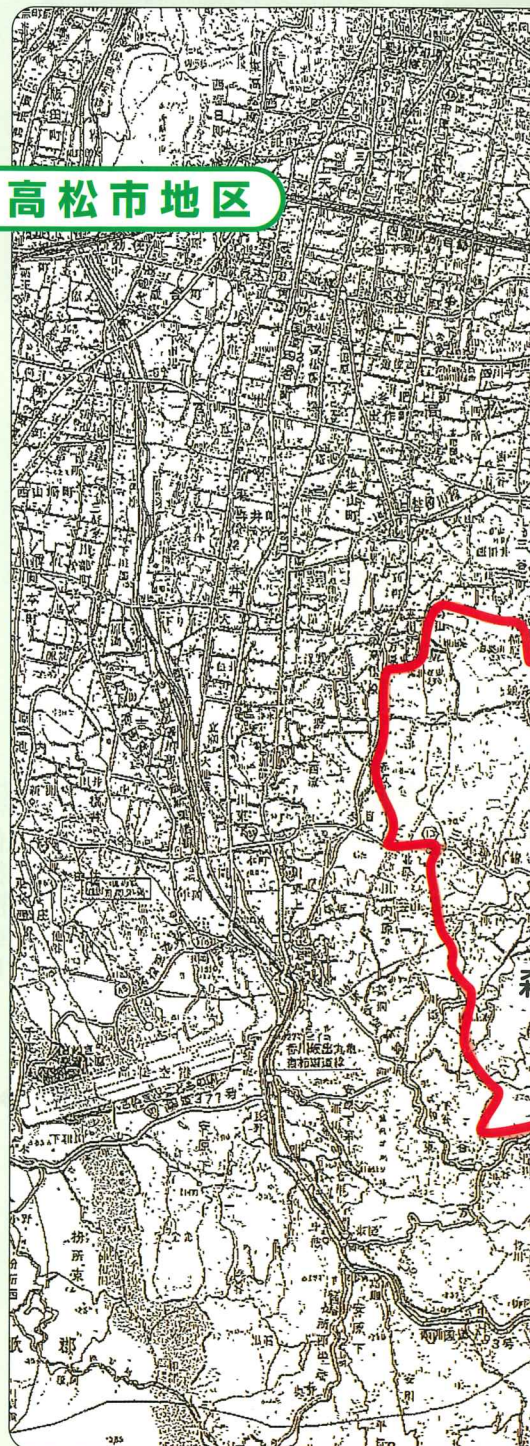
三木町地区

平成27年度で三木町南部の小菟地区、奥山地区で223haの森林経営計画を策定しました。小菟地区では主に小川下池の流域で植林を進めており今後も拡大して進めていき、また奥山地区では間伐や作業道等の施業を中心に施業を進めて森林所有者へ提案をして実施をすすめております。今年度につきましては集約的な施業になるような箇所の追加計画を作成し森林所有者にご提案を進めていきます。



平成27年度
森林経営計画エリア

高松市地区



平成27年度
森林経営計画エリア

高松管内では平成27年度は菅沢、東・西植田町を中心に121haの森林経営計画を立て、山田地区で認定を受けました。施業の内容は作業道の開設と搬出間伐を主としながら保育施業である除間伐等を森林所有者へご提案し施業を行っていきます。今年度は東・西植田地区で竹林対策の植林を中心とした施業の実施の計画を進めています。



森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務づけられています！！



伐採及び伐採後の造林の届出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

伐採及び伐採後の造林の届出は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう届出させていただくものです。

誰が届出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

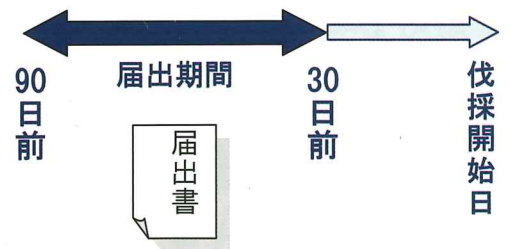
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、連名で提出します。

例えば、以下のとおりです。

- ◆森林所有者（自分で、あるいは請負によって伐採する場合）
- ◆森林所有者と立木買い受け者〈連名〉（伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

届出の時期はいつ？

伐採を始める90日から30日前までです。



届出の提出先は？

伐採する森林がある市町村の長です。

届出をしないとどうなるの？

100万円以下の罰金に処せられます。（森林法第207条）



※詳細は、お近くの市町村へお問い合わせください。

森林の土地を取得したときは届出が必要です

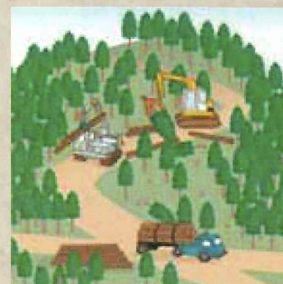
～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

Q なぜ届出制度ができたのですか？

- A 森林の所有者が分からないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
 - ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。



適切に森林整備を推進！

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

- A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²

Q どのように届出を行うのですか？

- A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場



Q どのような届出書を提出するのですか？

A

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。

- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 { 法人にあつては、名 } 印

電話番号 { 称及び代表者の氏名 }

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日		所有権の移転の原因			
	年 月 日					
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字		
	1					
	2					
	3					
計						
備 考						

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

※届出届の様式は、市町村役場などに備えられています。



Q 届出を出さないとどうなるのですか？

A

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

No!



No!



森林所有者となつた方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。



間伐材活用

組合員のお山紹介



さめき市寒川町内にある100年生のヒノキ

東川政富さんは、もとは旧綾上町（現綾川町）にあった旧家で、先々代の明治中期に分家し現在の高松市多肥上町に移り住み農業を営む傍ら綾上町にある所有林を中心に、家業として林業に取り組んできた。

先代は山が好きで終戦後山林を一部買い足し、香川・徳島県合わせて120haの山林を所有し、50haはヒノキ、スギを造林している。

当組合管内では、さめき市、高松市に所有しており寒川町には100年生の立派なヒノキ林がある。

東川さんが子供の頃は、休みになると父親と一緒に山に行き作業を手伝った。夏の下草刈りは厳しい仕事だった。学校を卒業後は、銀行に勤めていたが、家業を継ぐため退職し本格的に林業を始めた。

東川家の施業の方針は、先代の教えでもある長伐期施業で100年生～150年生の木を育てていき、現地にあった適正な間伐を行うことにより、資産価値も資源の蓄積も上がると考えている。

現在は、造林地の内30haが7～10齢級で、各地に点在している人工林を10～15年サイクルで2割強の間伐を息子さんと行っている。

昨年には、搬出間伐を効率よく進めて行くためグラブプルと地引ウインチを付けたバックホー、2t積のフォワーダー、3tのクレーン付トラックを購入した。当初は、5年かけ徐々に揃えていく予定であったが、長伐期施業を行う上での先行投資と思い切って購入した。現在は、この機械を使い搬出間伐、作業道の整備を行っている。



息子が機械に乗り私はもっぱら切る方と話してくれた。山の仕事は楽しいし、マイペースで行えるからいい。機械を導入したことによって以前に比べ搬出作業が容易に行え何より安全に作業ができると話してくれ、一部の造林地については組合に作業委託して作業道等も整備している。

香川県は、小規模林業県だからこそ他の県にない何かを考え山側も手入れだけでなく木材を販売する努力も必要でないかという考えを語ってくれた。

昨年購入したバックホー、フォワーダー

森林は、いつも危険と隣り合わせ

森林保険 に入りませんか

傷ついた森林のお手当しっかりサポートします。

近年の異常気象の傾向とあいまって大きな森林被害の危険性が高まっています。火災や自然災害のリスクから森林を守る保険が、森林保険です。森林所有者の方が整備した森林はもちろん、企業や団体の森林づくり活動で整備した森林についてもご契約いただけます。

- 樹種、林齢に制限はありません。(天然林、竹林は除く)
- 1年単位で、ご希望の年数に加入できます。
- 8つの自然災害が対象

火災

風害

水害

干害

雪害

凍害

潮害

噴火災

災害が起きてから「入っておけばよかった」では遅すぎます。安心できる明日のために、是非ご加入ください。

※お申込は森林組合でお受けしていますのでお気軽に、ご相談ください。



林業豆知識のコーナー

チェーンソーの「点検」してますか？

間伐や玉切などの林業作業に最も不可欠な伐採道具といえばチェーンソーです。

最近のチェーンソーは軽量化や低振動性向上などの改良が進み、省力かつ安全に作業を行うことができます。しかし、整備不良などによる無理な使用はチェーンソーの寿命が縮むばかりか、通常と異なる振動・騒音・悪臭が発生したり作業性能が低下し必要以上の負荷が掛かって事故の危険性が高まります。日常必要な点検と容易な整備を記載していますので参考にしてください。

1、エアクリーナー

- ・取付部周囲及びフィルターの掃除

2、ガイドバー

- ・ガイドバーの溝とオイルインレット孔の木屑除去
- ・損傷や変形の有無

3、チェーンブレーキ

- ・ブレーキバンド木屑除去
- ・ブレーキレバーのスプリング周辺の清掃

4、ソーチェーン

- ・張り具合の調整
- ・目立ての確認

5、燃料やオイルのフィルター

- ・汚れの確認(ひどければ交換)

6、その他

- ・ボルトやナットの緊締
- ・チェーンオイル、燃料の量(使用前、中)



チェーンソー用防護スボン

※点検方法や内容はチェーンソーにより異なる点がありますので、ご使用するチェーンソー確認した上で点検・整備をしてください。

※チェーンソーの取扱に関する講習会(伐木等作業(チェーンソー)従事者特別教育)が林業・木材防止協会主催により開催されていますので、ご使用される方は受講をお勧めします。

※チェーンソーを用いて作業を行う場合、切創災害防止のためチェーンソー防護衣の着用が義務化になりました。(平成27年10月25日適用)

各種チェーンソー関連商品の取扱をしていますのでお問い合わせください。